**分散登校における感染症対策の基本的な考え方**

分散登校時における感染症対策の基本的な考え方

登校日には、以下の６つの観点にご留意ください。

Ⅰ 基本的な感染症対策を徹底する。

感染症対策のポイントは、「感染源を断つ」「感染経路を断つ」「抵抗力を高める」であることを踏まえた取組みを、誰もが実施できるようにする。

≪保健管理に関すること≫

 ・登校前に自宅にて健康観察を実施するよう指導する。

・体調が悪いようであれば、自宅での休養を促し無理して登校しないよう指導する。

・手洗いや咳エチケット（※１）を行うよう指導する。

≪環境衛生管理に関すること≫

・１教室あたりの人数を20人程度とし、児童生徒等の間隔をあけた配席とする。

・石けんや消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備する。

・適切な環境保持のため、教室等の窓を常に開けておく。

常時開放することが困難な場合は、教室のドアや窓を少なくとも１時間に１回（５分程度）、開放するよう心掛ける。（※２）

・多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアの取手、スイッチ、手すりなど）を、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行うなど、環境衛生を良好に保つ。

※１ 手洗い：活動の前後や、トイレの使用後、帰宅時など。

※１ 咳エチケット：咳やくしゃみが出る際はティッシュ・ハンカチ・袖等で口・鼻を覆う、マスクを着用するなど。

※２ 2方向のそれぞれ1つ以上の窓（対角線上の窓を開けると換気がスムーズに行われます）を開けて換気を行うことが望ましい

Ⅱ クラスター発生のリスクを下げるための３原則に留意する。

クラスター発生のリスクを下げるための３原則

① 換気を励行する　（２方向の窓を同時に開ける等）

② 人の密度を下げる　（会場の広さを確保し、お互いの距離を１～２メートル程度あける等）

③ 近距離での会話や発声、高唱を避ける　（やむを得ず近距離での会話が必要な場合マスク着用等）

Ⅲ 校内の保健管理体制を整備する。

学校三師等と連携した保健管理体制を整備し、児童生徒等の健康観察や、教室及びトイレ等の環境整備を適切に実施する。

Ⅳ 日頃の連絡体制を構築する。

発熱や風邪症状等の健康状態の把握や健康管理について、家庭等と適切に連携できるよう、あらかじめ連絡体制を構築しておく。

Ⅴ 心の健康問題に適切に対応できる体制を構築する。

学校が再開されない事や、新型コロナウイルス感染症に対する不安等を抱える児童生徒等の状況を把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、心のケアを適切に実施できる体制を構築しておく。

Ⅵ 新型コロナウイルス感染症に関わる偏見や差別を生起させない体制を整備する。

特定の国や地域に対する偏見、感染者や濃厚接触者とその家族、また、治療にあたる医療従事者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、正しい知識に基づいた指導を行うことなどを通じて、このような偏見や差別が生じないよう十分に留意すること。

また、マスクの入手が困難なため着用出来ないといった児童生徒等への心無い発言や新型コロナウイルス感染症ではないかと揶揄するようなことが生起しないよう指導する。

感染者が確認された場合は、個人が特定されることが無いよう十分に配慮するとともに、SNS等で不用意な発言の発信をしないよう指導する。